

昆会計

Network



〒020-0824 盛岡市東安庭1丁目2番18号
公認会計士・税理士 昆 司 事務所
TEL 019-653-3030 FAX 019-653-3031
HP <http://www.k-ac.co.jp>
E-mail kon-kkj@ictnet.ne.jp
発行日 平成24年1月1日

会計事務所ニュース
「第三十一号」です

謹 賀 新 年 所 長 昆 司

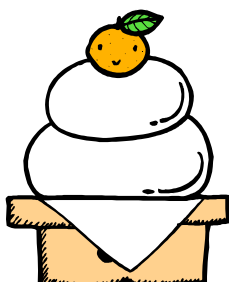
昨年はたいへんお世話になりありがとうございました。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。

新年にあたって

1. 昨年は東日本大震災及び原発事故があり大変厳しい一年でした。政府は今年2月に復興庁を発足させ、復興相には地元選出の平野議員がなるとのこと。早期の復興を祈らずにはられません。
2. 世界に目を向けると円高と共に世界経済最大のリスクといわれる欧州危機が気になるところです。その危機脱却を目指し、先月上旬には「欧州緊迫の10日間」とも呼ばれる各種の会議が相次いで開催されました。これにより欧州危機脱却への今後の方向性は一応示されました。しかし、「ユーロという一つの通貨を使いながら、国と財政は別々なところにある」という問題を抱えている以上、「ユーロの安定は遠い」との見方が大半なようです。日本経済新聞電子版のアンケートでも、「欧州危機はいつまで続くか」と尋ねたところ、「来年以降も続く」と答えた割合が56%もあったそうです。この欧州危機が大きくなると、ユーロ参加国の多額の国債を所有しているわが国メガバンク等を通じて、日本にも大きな影響が及ぶことになると思われます。
3. 身近なところでは、消費税の増税を中心とした「社会保障と税の一体改革」の行方が気になります。ある有識者の興味深い話を聞きました。『現在、消費税は5%で約12.5兆円の税収です。地方分が約2.5兆円、地方交付税分が約3兆円となり国が使える残額は約7兆円となります。この残額約7兆円は、「基礎年金・高齢者医療・介護の高齢者三経費」にあてられています。この経費は現在17兆円程度にまで膨らんでおり、不足分は国債で賄われています。そこで、消費税増税へ3つの前提として 社会保障制度の抜本改革 歳出削減（議員定数削減・公務員給与削減等） 成長戦略の策定、が欠かせないのです』と述べていました。

最後になりますが、ある大手企業の社長さんの資料整理用の紙ファイルが、背の部分にシールを貼って再利用されているのを見た時、「私と同じだ」と思ったことがあります。

右肩上がりの時代が終わった現在、物を大切に、「足るを知る事」と共に「こころを大事にする事」が「幸せ」に繋がるのだということを改めて感じております。



確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。例年のことではありませんが、当事務所に確定申告業務を委託されている方で、必要と思われる方については、「所得税確定申告準備表」を同封いたしますのでご参考にして

いただきたいと思います。

参考として、23年分所得税の確定申告期間、及び期間中における盛岡税務署の対応について紹介します（紙面の関係上、盛岡税務署の対応のみの紹介とします）。



(1) 確定申告期間 平成24年2月16日(木)～3月15日(木)

(2) 盛岡税務署の対応

申告書作成会場 アイーナ（いわて県民情報交流センター）7階ホール
盛岡税務署内には申告書作成会場はありません

開設期間 平成24年2月1日(水)～24年3月15日(木)

土・日・祝日を除く。ただし、2月19日と2月26日の日曜日に限り開設します。

開設時間 9時から16時

さて、23年分所得税における改正内容については、前号の特集でご紹介させていただきましたが、特にみなさまに関連のありそうな項目のみ再掲させていただきます。

年金所得者の確定申告不要制度の創設

要件・・・公的年金収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下である者。

確定申告義務のある者の還付申告書の提出期間について

1月1日から提出可能となりました（改正前2月16日から）

（注）確定申告義務のある者とは、その年分の合計所得金額が合計所得控除額を超える場合で、かつ、その超える金額に対する税額が配当控除額や住宅ローン控除額を超える者をいいます。

・・・要するに税額が計算される人の事です。

【結局どうなった？】

前号でお伝えした《平成23年度税制改正法案のうち継続協議とされたもの》の「給与所得控除の縮減」と「退職所得課税の改正」については、平成24年度税制改正大綱のなかに盛り込まれ、「成年扶養控除の改正」と実現すれば影響の大きいと思われる「相続税の基礎控除引下げ」などについては、社会保障と税の一体改革の中で見直し検討していくとされ、・・・結局、平成24年度以降に先送りになりました。

【いくら支出？】

仕事始めにまずは引き出しの中の領収書など整理してみてもいいでしょうか。

医療費の領収書（生計を一にしている親族に限る）は原則として10万円以上、義援金（特定寄附金に該当するもの）は一年間の支出合計額が2,000円以上であれば所得控除が受けられるため還付申告の対象になります。

（注）寄附金控除は受け入れ組織がどこか、どの法令に該当するか、また、選択による有利不利の違いがあり、検討される際には各担当者へご相談くださるようお願いいたします。

【照井】

あしがき

震災関連の新聞記事を通して、自分の高校時代の同級生が新聞記者になっており、陸前高田支局に勤めていることを知りました。彼の撮影した映像や書かれた記事からは、被災地の震災直後の状況や現在の状況が痛いほど伝わってきました。今後は長い年月がかかるでしょう

が、被災地が一步一步復興する姿を伝えてほしいものです。この復興の大きな力の一つになるのではと期待されているのが、昨年世界遺産登録された平泉ではないでしょうか。しかし、現段階では観光面での平泉効果は限定的なようです。県南部では観光客はかなり増えているようですが、県北部にはその効果が波及していないとのことです。今年の春には、JR東日本、地元自治体、各観光関係団体等が一体となって「いわて destinations キャンペーン」を展開するそうです。これを機会に平泉効果が岩手県全域に及ぶことを期待したいものです。最後に、今年の夏はプロ野球オールスターゲームが県営野球場で開催されるそうです。菊池雄星投手の雄姿をまた地元で見ることが出来るといいですね。

【ニュース委員会】